

財務情報の開示



公益法人は、内閣府令で定めるところにより、公益目的事業に係る経理、収益事業等に係る経理及び法人の運営に係る経理（収益事業等を行わない公益法人にあっては、公益目的事業に係る経理及び法人の運営に係る経理）をそれぞれ区分して整理しなければならない。ただし、収益事業等を行わない公益法人であって、その行う公益目的事業の内容その他の事項に関し内閣府令で定める要件に該当するものについては、この限りでない。【改正法第19条】

現 状

- 多くの法人で区分経理されておらず、公益目的事業財産が可視化されていないため、国民から見て法人の財務状況が分かりにくい
- 公益目的取得財産残額（以下、「財産残額」）算定のため、煩雑な別表Hの作成が必要。
また、財務基準への適合性を確認するため、その他多くの別表が必要となり、負担が大きい

内訳表の作成		損益 計算書	貸借 対照表
収益事業 等を行う 法人	（収益の50%超 を公益目的事業に 繰入）	必須 各事業 も区分	必須
	（上記以外）		任意
収益事業 等を行わ ない法人	（複数の公益目的事 業を行っている）	任意	
	（上記以外）		

見直し後

- 区分経理を原則義務付け（※一部例外あり）。区分経理を前提として、公益目的事業財産を法令上明確化 【現行法第18条・内閣府令第26条を整理】
（※）収益事業等を行わない法人については、区分経理することの代替措置として、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての保有財産を公益目的事業に使用・処分することを選択できる旨規定 【法律・内閣府令】
⇒ 財務状況の透明性向上。国民に対する説明責任の充実。公益のために使用されるべき財産が公益のために使用されることを担保
- 別表Hに代わり、公益目的事業会計の純資産額を基礎として財産残額を算定する簡素な方式に変更 【内閣府令】
⇒ 財産残額の算定がわかりやすくなり、負担軽減

（財務諸表（注記等）の情報を踏まえ、財産目録や定期提出書類別表の省略・簡素化）

会計区分別内訳(※)の作成 (※)新しい会計基準では、PL・BSの注記事項とする方向		損益計算書	貸借対照表
収益事業等を行う法人		必須 各事業も区分	必須
収益事業等を行わない法人	（複数の公益目的事業を行っている）	<u>代替措置あり</u> <u>※各事業の区分必須</u>	代替措置あり
	（上記以外）	代替措置あり	

全法人向けの支援策

3年程度の経過措置を設けるとともに、会計区分別内訳の作成マニュアルを整備、専門家によるサポート・相談会を全国で開催、相談事例の集約・整理等も行う。

わかりやすい財務情報の開示

<基本的な考え方>

- 貸借対照表の会計区分別内訳が作成(※)され、公益法人が保有する全ての財産が公益目的事業会計、収益事業等会計又は法人会計に整理されることを踏まえ、**「公益目的事業財産」＝「公益目的事業会計」**となるよう定義を見直し。
 - 公益のために使用すべき財産の現在額が財務諸表上で可視化され、透明性が向上
 - 公益認定取消し等の際、公益目的事業会計の情報に基づき、より簡素な方法で財産残額の算定が可能(別表Hを廃止)
- (※) 区分経理を行わない法人は、法人運営のためと特定されている財産を除き、全ての財産を公益目的事業に費消しなければならない。

<具体策>

① 公益目的事業財産の定義

- 公益目的事業に関連して取得した財産及び当該財産を運用・支出・処分して取得した財産は、**全て公益目的事業財産となることを明確化**
(従前は、現物寄附に係る運用益等について明確ではなかった。)
- 上記以外の財産についても、**公益目的事業会計の資産に計上することで公益目的事業財産となる旨を規定**
 - 法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において公益目的事業財産と定める旨の現行規定(内閣府令第26条第8号)を削除

② 他会計の財産を公益目的事業会計で費消する場合の取扱い

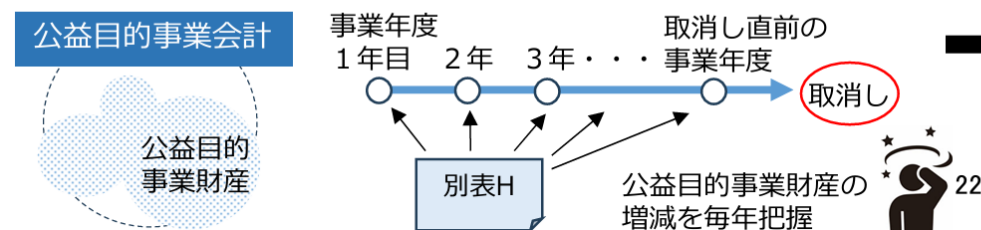
- 例外的に**他会計の財産を公益目的事業会計で費消する際のルールを整理**(⇒次頁)し、公益目的事業会計上の他会計に対する負債として認められる場合を明確化

③ 財産残額の算定方法

- 認定取消し等の場合には、直近事業年度の公益目的事業会計の純資産額に必要な調整を加えて財産残額を算定(⇒次頁)

<公益目的事業会計と公益目的事業財産の関係(イメージ)>

公益目的事業財産とそれ以外の財産が混在。そのため、毎事業年度作成する別表Hで公益目的事業財産(財産残額)を把握する必要



公益目的事業財産の定義が明確となり、直近の公益目的事業会計(BS)上で、公益目的事業財産(財産残額)を把握することが可能



＜他会計の財産を公益目的事業会計で費消する場合＞

公益法人は、公益目的事業を実施することを主たる目的とする法人であり、その資産を最大限活用して公益目的事業を実施することが期待されるため、**他会計の財産を公益目的事業に費消する場合は、原則として公益目的事業財産に振り替えた上で行うこととする。**

👉 他会計の財産を公益目的事業会計に振り替えずに、**他会計から公益目的事業会計への貸付（公益目的事業会計の他会計に対する負債）とすることが認められる場合**

(a) 公益目的事業の一時的な資金不足に対し、他会計の財産を充てた場合

（区分経理を原則化することで、短期的な資金繰りを目的とした会計間の資金融通が想定されるため）

⇒ 財務諸表（公益目的事業会計）上に短期他会計借入等の勘定科目で表示することを規定

(b) 資金不足によって公益目的事業を継続することが困難な場合に、他会計で現に使用している財産や寄附者等により他会計における使途が定められた資金等を充てた場合

（当該財産の本来の使途に充てるため、公益目的事業会計から他会計に返済する必要があるため）

⇒ 財務諸表（公益目的事業会計）上に他会計借入等の勘定科目で表示し、別途その取引内容を記載することを規定

取引の内容：①公益目的事業を継続するための資金が不足している状況、②他会計のどの財産を公益目的事業に費消したのかを記載

＜公益目的取得財産残額の算定方法＞

財産残額＝純資産額－認定前に取得した不可欠特定財産±調整要素

【調整要素】

- ・区分経理を行わない法人の場合は、法人運営のためと特定された財産額及び上記(a)(b)の場合に公益目的事業のために費消した当該財産額を純資産額から控除する。
- ・非償却資産（土地等）の帳簿価額と時価の差額を財産残額に加除する。

23

【BS（公益目的事業会計）】

資産	負債
	純資産額
	不可欠特定財産

財産残額

16

※区分経理を開始した法人から適用。区分経理を行わない法人は施行から3年経過後に開始する事業年度から適用し、それまでは別表Hの作成が必要。

ガバナンスの充実 透明性の向上



外部理事・監事の設置

	外部理事（改正認定法5条15号）	外部監事（改正認定法5条16号）
対象法人 （政令案）	👤 収益及び費用・損失が <u>3,000万円以上</u> の法人	👤 <u>全て</u> の法人
外部理事・監事の 選任数 （改正認定法）	👤 1人以上	👤 1人以上 （監事が1人の法人は、その1人を外部から選任）
外部理事・監事に なれない者 （改正認定法・政令案・GL 案）	👤 当該法人（財団法人は、その子法人含む）の <u>業務執行理事</u> 又は 使用人（過去10年間含む） ・公益社団法人である場合は、その社員 ・公益財団法人である場合は、その設立者	👤 当該法人（財団法人は、その子法人含む）の <u>理事</u> 又は使用人（過 去10年間含む） ・公益社団法人である場合は、その社員 ・公益財団法人である場合は、その設立者
適用日 （改正認定法の附則）	👤 令和7年4月1日に在任する <u>全ての理事の任期が満了する日 の翌日</u>	👤 令和7年4月1日に在任する <u>全ての監事の任期が満了する日の翌 日</u>

<補足>

👤 子法人：法人施行規則第3条

👤 業務執行理事：法人法91条1項2号、197条、個別の委任により業務を執行した理事



会計監査人の設置範囲拡大

会計監査人の設置範囲拡大〔認定法5条13号〕

- 最終報告の内容を踏まえ、会計監査人の設置範囲を以下のとおり拡大する。

現在の基準		新しい基準
次のいずれかを満たす法人		次のいずれかを満たす法人
収益 1,000億円以上		収益 100億円以上
費用・損失 1,000億円以上		費用・損失 100億円以上
負債 50億円以上		負債 50億円以上

趣旨・基準設定の考え方

- 現在、収入が1,000億円以上の法人・費用・損失が1,000億円以上の法人は数法人のみであり、実態と乖離した基準となっていることから、**収益及び費用・損失について基準を引下げる。**
- 社会福祉法人・学校法人が会計監査を必須とする基準を引き下げていること等も踏まえ、必置の範囲を拡大する。
※社会福祉法人（収益30億円、負債60億円）
学校法人（収益10億円、負債20億円）
- 会計監査人必置のコストを踏まえ、法律で一律に必置とする範囲は一定の規模を有する法人とする。
→現在の約190法人から約220法人が必置となる見込み

改正後の公益法人の会計の適正性の確保のための措置

- 現行の取扱いと同様、ガイドラインと合わせて法人の実態に合った形で会計処理の適正性が確保されるようにする。

※現行のガイドラインの記載（5条2号経理的基礎関係）

- **収益、費用・損失1億円未満の法人**
→監事のうち1人以上に一定の経理業務の経験があること
 - **収益、費用・損失1億円以上の法人**
→外部監査を受ける 又は 監事のうち1名が公認会計士若しくは税理士の資格保持者であること
- 今後のガイドライン制定で引き続き検討

その他の政令事項

施行期日を定める政令

- **令和7年4月1日を施行日とする。**

認定取消／解散の際に財産を贈与できる法人〔認定法5条20号・21号〕

- 認定取消しや解散の際に、財産を贈与できる法人として、日本赤十字社を明記する
→これまでも日本赤十字社は政令の要件に該当するものとして、財産の贈与を認めてきたが、条文上明確でないことから明記する。

変更手続きの簡素化



＜基本的な考え方＞

- 公益法人の柔軟・迅速な事業展開を促進する観点から、事業の公益性に実質的に大きな影響を与えず、当該変更後に不適切な事態が発生した場合には事後の監督手段で是正し得ると想定されるものは、届出化。

➡ 変更があっても、公益目的事業の「公益目的事業該当性」に**変化がないことが明らかな場合**には、**届出**でよいこととする。

申請書に記載された事項で判断される

※ 公益認定基準（特別の利益供与、公益目的事業比率、財務規律、ガバナンス等）への適合性については、当初の公益認定及びその後の監督において確認していることから、事後の監督手段で是正し得るものとして整理。

＜具体策＞

- 申請書の記載事項の変更を伴わない場合届出、との基準は維持し、**申請書の記載事項を標準化**（➡イメージはp4）
 - ・ 標準化後の申請書（以下、「新申請書」）には、法人の経営判断に委ねて差し支えない事項（事業の量的な拡大・縮小など）は基本的に記載しない（必要な場合は事業計画、事業報告等に記載）。

➡認定／届出の範囲の明確化

※ 既存の公益法人の新申請書への切り替えは、今後の変更認定の機会等を捉えて順次進めていく。

- 上記「基本的な考え方」に沿って、以下のとおり、届出化する範囲を整理。

✓ 収益事業等の変更は届出化【法律】

✓ 公益目的事業の変更については、

- ・ 一部の廃止は届出化【内閣府令】 ※全部廃止については、現在も届出
- ・ 事業の種類や内容の変更を伴わない平行移動的な再編・統合、合併等は届出化【内閣府令・ガイドライン】
- ・ これまでの審査・監督事例を踏まえ、公益目的事業該当性に変更がないと典型的に整理できるものは届出化【内閣府令・ガイドライン】
 - ← 公益目的事業該当性の判断要素の明確化を図り、事業内容等に応じて、公益目的事業該当性に変更がないと整理できる範囲を明確化
- ・ 申請書記載事項の変更のうち、字句の修正など公益目的事業該当性に影響がないことが明らかなものは届出化【内閣府令】

※ 上記のとおり届出化の範囲を広げた上で、不適切な事案が発生した場合には事後チェックにより是正。

※ 改正で届出事項とされるものについて、法の施行日時点で変更認定申請がなされている場合、事業の変更の際に届出があったとみなす。
（届出として改めて提出し直す必要はない）【法律（経過措置）】

【標準化前】

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率(%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0

〔1〕事業の概要について(注1)

1 趣旨(目的)・まとめた理由

各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。(1)及び(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

事業を細分化して詳細に記載し過ぎているため、
細かな見直しの都度、記載内容の変更が生じる

2 事業

(1) ●●に関する普及啓発事業

●●に関する国民の理解を促進するため、次の事業を行う。

ア 展示等による普及啓発

(ア) ●●資料館

●●を展示している●●に説明員を配置し、事業の概要、展示についての説明を行うことにより、●●を認識していただき、●●に関する理解を図る。

(イ) ●●ミュージアム

令和●●年度に●人が訪れた●●ミュージアムの一角で、パネル展示等を行い、説明員により●●に係る普及啓発を図る。

イ 行事等各種機会を捉えた普及啓発

各地の祭り等の機会をとらえ、パネル展示等を実施し、●●に係る普及啓発を図る。

・40カ所 3,000人

ウ ●●新聞の発行

記事、写真等により、●●を広く国民に分かりやすく周知する。●●新聞は年間を通して発行し、●●等を通じて提供するとともに、要望のある図書館、自治体等には無償で配布し●●に係る普及啓発を図る。

・月4回発行(発行部数1回5,000部)

エ ホームページ等による普及啓発

ホームページ、SNSを通じ、分かりやすく●●の普及啓発を図る。

オ オリジナルキャラクターグッズ等による普及啓発

ロゴマーク、イメージキャラクター等を使用し、帽子、Tシャツ、マグカップ等日常生活で使用するグッズ及びカレンダー等を制作し、配布、販売を行うことにより、広く子供から大人までを対象に●●に係る普及啓発の端緒とする。

カ ●●友の会会員に対する普及啓発

●●友の会を支援するとともに、会員を対象とした●●に係る普及啓発を図る。

・23支部 正会員数 4,000名

数値を具体的に記載しているため、
記載内容の変更が生じやすい

【標準化後】

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0%

〔1〕事業の概要について(注1)

(1) 趣旨(目的)・まとめた理由

各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。ア及びイの事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

「公●」の直下の事業単位ごとに、簡潔に事業内容を記載
(更に細かい事業を列挙して個別に記載する必要なし)

(2) 事業

ア ●●に関する普及啓発活動事業

【事業内容】資料館やミュージアム、各種行事等における展示や専門員による説明、写真や図等で分かりやすく●●を伝える刊行物の発行・配布、オリジナルキャラクターグッズの制作・配布・販売等を行い、●●に対する理解の促進を行う。

イ 顕彰事業

【事業内容】●●に関する活動を促進するため、優れた取組に対する賞の対象者を募集・選出、発表及び表彰式を行う。

【募集方法】表彰規程に基づき、推薦公募制を採用し全国の●●関係者へ推薦依頼を行う。

【選考方法】応募について有識者からなる選考委員会に諮り、その結果について理事会の決議により決定

変動の生じやすい量的な情報は、基本的に記載しない
(事業計画や事業報告等に記載)

記載を簡素化

改正後・変更の届出事項

○ 変更の届出事項

根拠条文		変更内容	備考
認定法第 13 条第1項			
第1号	名称又は代表者の氏名の変更		
第2号	収益事業等(収益事業又はその他事業)の内容の変更		
	(例)収益事業等の新設・変更・廃止のいずれも届出対象		
第3号	認定規則第 9 条各号(公益目的事業の「軽微な変更」として以下が届出対象)		
	第1号	行政庁が内閣総理大臣である公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更(定款に定めるものに限る。)又は事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更後の公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所が二以上の都道府県の区域内であるもの	行政庁の変更を伴う場合は変更認定事項
	第2号	行政庁が都道府県知事である公益法人の事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるもの	
イ	第3号	公益目的事業の一部の廃止 (例)公1、公2・・・と公益目的事業が複数ある場合に公○を削除するもの (例)一の公益目的事業が細分化されている場合にその一部(公 1-1、公 1-2-2 等)を削除するもの (注)一の公益目的事業のうち、幹となる事業を廃止して、附随的事业のみを存続することは通常想定されない。そのような場合は、行政庁において、当該事業の公益目的事業該当性について法人の説明を求め、必要に応じて監督措置を講じることがある。	
	第3号ロ	公益目的事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの ⅰ 各公益目的事業の申請書等の記載事項に変更なく、事業の単位(公1、公2、細分化された公 1-1、公2-3など)の統合・分割・再編などを行う場合 統合の例: 公 1-1 と公2-3を新公3-1と新公3-2とするなど 分割の例: 公3を新公4と新公5にする、公3-1を新公3-3及び新公3-4とするなど 再編の例: 公1-1と公2-4、公3-1～3を統合して新公1とし、公1-2と公2-1～3を統合して新公2とするなど	

		ⅱ 公益法人である吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人からその公益目的事業をその申請書記載事項に変更なく引き継ぐ場合(吸収合併存続法人の定款目的の範囲内であることは必要。)
		ⅲ 公益法人が他の公益法人の公益目的事業の譲渡を受け、その公益目的事業を申請書記載事項に変更なく引き継ぐ場合(譲渡を受ける公益法人の定款目的の範囲内であることは必要。)
		ⅳ 自然災害その他の緊急事態にあつて、当該法人の人材又は保有財産を活用して迅速に対応することが求められる場合(特定の地域で公益目的事業を実施することとしている法人が、当該地域以外の地域で事業を行う場合も含む。)において、短期間、対価収入(社会通念に照らしてその実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。)を得ることなく事業を行う場合
		ⅴ 事業区分ごとの事業の特性及び内容等に照らして当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるもの定めた場合
	第3号ハ	公益認定を受けた認定法第7条第1項第3号に掲げる事項を記載した書類(変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあつては、それらのうち最も遅いものに係る当該書類)の記載事項の変更(字句の訂正その他の公益目的事業の内容に実質的に影響を与えないことが明らかであるものを除く。)を伴わないもの (例)固有名詞が記載されている場合などであつて、字句や名称の修正等、形式的な変更であることが明らかな場合など
	第4号	定款の変更(名称、事業内容の変更等に伴い提出された場合を除く。)
	認定規則第 13 条第2項各号	
	第1号	理事(代表者を除く。)、監事及び評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称
	第2号	理事、監事及び評議員等の報酬等の支給の基準(認定法第5条第 14 号)
	第3号	公益目的事業又は収益事業等を行うに当たり法令上必要となる許認可等

行政手続きの簡素 化・合理化 透明性の向上



行政手続の簡素化・合理化、透明性の向上（提出・公表書類の見直し）①

＜基本的な考え方＞

書類の簡素化・合理化

- 行政手続の合理化・迅速化の観点から、行政庁への提出書類については、**行政庁による公益認定や監督、公益法人の透明性確保のために必須のものに限定**し、可能な限り簡素化を図る。また、提出書類は原則**法令やガイドラインで具体的に記載**し、**記載のないものは原則として求めない**こととする。

※ 公益認定申請の際に、内閣府令の「行政庁が必要と認める書類」の規定に基づき提出を求めているものについては、**真に必要なものを精査した上で、ガイドラインで具体的に記載**。

法人の事業内容に応じて必要となる書類については、必要とする事業内容を明らかにする。

（例：経理的基礎を確認するに当たって法人から寄附確約書の提出があった場合、認定時にそれ以上の詳細書類（寄附予定者個人の確定申告書等）の提出までは求めないが、認定後速やかに寄附が行われているかを確認し、必要であれば監督上の措置を講じる。）

- 先行する取組として、毎事業年度、定期提出書類に添付する国税の納税証明書の提出を不要とする。（7月下旬目途で内閣府令を改正）

- 国民によるチェック機能強化の観点から、**公益法人から行政庁に定期提出される書類は、原則として、法人による開示及び行政庁による公表の対象として、透明性の向上を図る**。
その際、書類の簡素化・合理化を図るとともに、**個人情報の扱い等について配慮する**。

【新たに公表等の対象とする情報】

法人の基本情報（定期提出書類別紙2）、公益目的事業の内容及び実績（申請書の別紙2及び定期提出書類の別紙3）、財務規律に係る数値の明細（別表A～C）、株式等の保有状況（別表D）、経理的基礎の状況（別表E）、役員報酬等（別表F(1)）*、公益目的取得財産残額に係る明細（別表H）**（**⇒詳細はp6**）

* 役員報酬等の公表については次頁参照、** 算定方法の見直しを踏まえて別表Hについては廃止

※ 財務規律に係る数値の明細や、法人の役員等と法人との間の取引等については、財務諸表の注記又は附属明細書における開示を想定しつつ、内閣府令に規定を置き、趣旨等についてガイドラインで明記

透明性の向上

- さらに、法人の負担に配慮しつつ、公益法人の監督や法人の透明性確保等の観点から特に開示が求められる
①役員報酬等、②法人関係者との取引、③海外送金に係る情報について、開示等を求める内容の拡充・追加等を求める（**⇒詳細はp7**）。

- **行政庁による書類の公表**は、**法の施行日後に提出された書類**について行う（施行日前に提出された書類は従前どおり）

※ 施行日以後に提出される書類は、HPにおいて公表されることを前提に作成する必要があることについて周知徹底

5

行政手続きの簡素化・合理化、透明性の向上（提出・公表書類の見直し）②

【①開示対象に加える書類】 ※従来提出を求めつつ、開示していなかったもの。

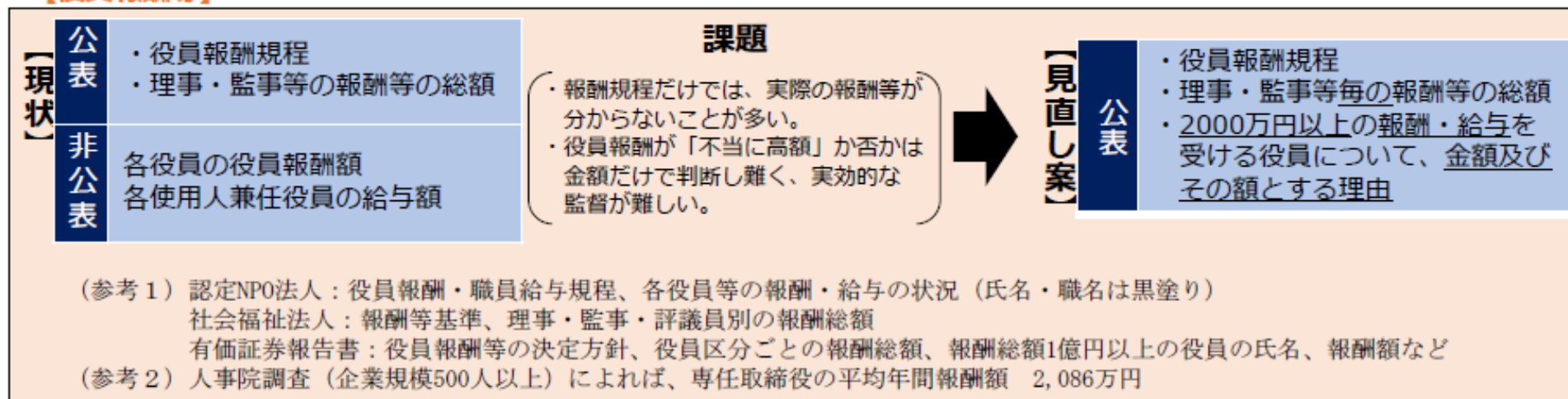
対象書類	見直し後の扱い（提出を受けた書類は原則全て公表）
法人の基本情報、事業活動等を記載した書類 （事務所の所在場所と連絡先、代表理事の氏名、事業年度、社員、評議員、理事、監事、会員、職員の数等、会計監査人の氏名又は名称、社員総会等の開催状況etc.）	既に公表対象としている情報も含め、 ①運営組織に関する情報、 ②事業活動に関する情報 として整理
法人の事業について記載した書類 （事業の内容、種類、公益性の説明、必要な許認可等etc.）	・当該年度における実績は別途事業報告（注）に記載することとして、簡素化した上で、提出のタイミングを事業年度開始時に変更（従来は事業年度終了後）。 ・ ➡ 原則、公益認定時に申請書に記載した内容※を記載すれば足りるため、 <u>毎年度書き直す必要はなし</u> 。 ※事業の変更を行った場合は、変更後の内容。
別表A（収支相償関係）	財務諸表の注記又は附属明細書で代替
別表B（公益目的事業比率関係）	財務諸表の注記又は附属明細書で代替
別表C（遊休財産規制関係）	財務諸表の注記又は附属明細書で代替
別表D（他の団体の意思決定に関与可能な財産）	事業活動の状況に係る書類に統合
別表E（経理的基礎について）	運営組織の状況に係る書類に統合
別表F（各事業に関連する費用額の配賦）	財務諸表の注記で代替（記載内容の見直しも含め今後検討）
別表H（公益目的取得財産残額）	廃止 （残額の算定は、公益目的事業会計における純資産の額を基礎として算定する方式に改める。）

（注）事業報告には、事業の実施状況のほか、**公益法人が自主的に実施したガバナンスに関する取組**を新たに記載することとし、**ガバナンスの充実に向けた積極的な取組を促す**。

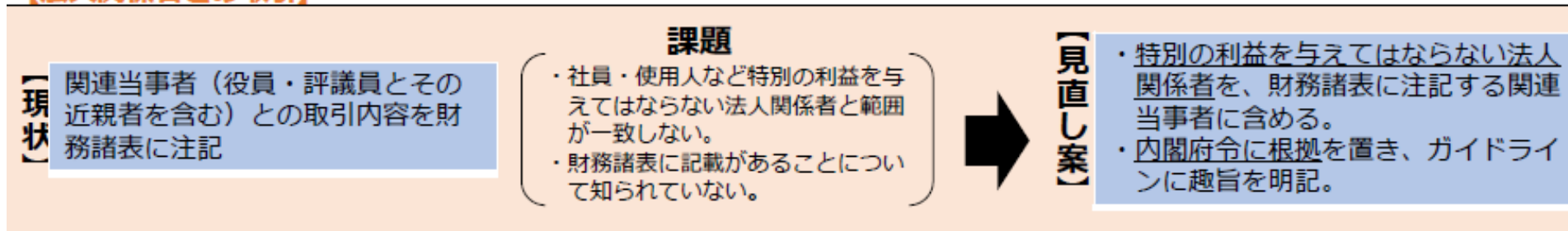
行政手続きの簡素化・合理化、透明性の向上（提出・公表書類の見直し）③

【②拡充する開示情報】

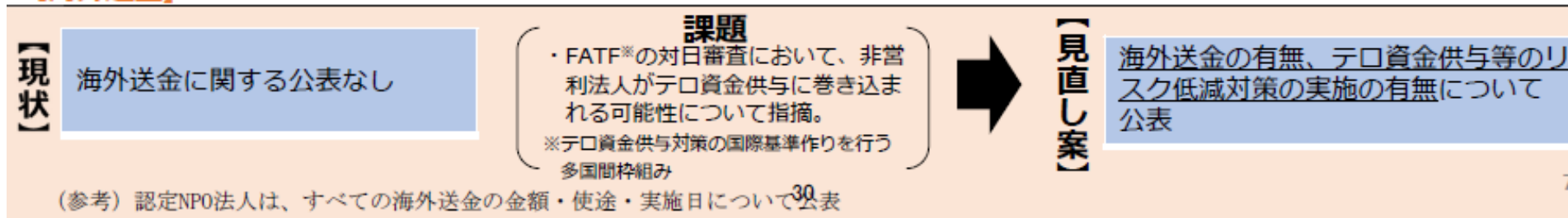
【役員報酬等】



【法人関係者との取引】



【海外送金】



新・旧 定期提出書類の一覧

2. 定期提出書類(水色マーカーは様式を改めたもの)

事業計画(現行)	事業計画(令和7年4月1日以降に提出)
事業計画書	同左
収支予算書	同左
資金調達及び設備投資の見込み	同左
	事業の内容等
事業報告(現行)	事業報告(令和8年6月30日までの提出分以降)
理事会等の承認を証する書類	同左
別紙1 運営組織・事業活動の状況	運営組織に関する重要な事項(1)
別紙2 法人の基本情報及び組織	事業活動に関する重要な事項(2)
別紙3 法人の事業	
別紙4別表 A 収支相償	新別表 A 中期的収支均衡(3)
別表 B 公益目的事業比率	新別表 B 公益目的事業比率(4)
別表 C 遊休財産	新別表 C 使途不特定財産(5)
別表 D 意思決定関与財産	
別表 E 経理的基礎	
別表 F 費用額の配賦	
別表 H 公益目的取得財産残額	
①財産目録	【(4)に統廃合】
②役員等名簿	【廃止】区分経理に適用するまでの間は提出が必要
③役員等の報酬等の基準	同左(6)
④社員名簿	同左(7)
⑤⑥⑧⑨財務諸表	同左
⑦事業報告	同左
⑩納税証明書	同左
⑪許認可等を証する書類	同左(8)
⑫事業・組織体系図	同左 国税について確認書
⑬社員資格得喪の細則	【廃止】(9)
⑭会員等に係る細則	同左
⑮寄附の使途の特定内容が分かる書類	同左
監督上の処分又は指導の一覧	指定寄附金の開示書類(10)
	【廃止】(11)
	公益充実資金の明細(12)
	公益目的事業継続予備財産の開示書類(13)
	特費・資産取得資金の開示書類(14)

(現行制度との主な違い)

- (1) 運営組織に関する重要な事項
 - ・従来の別紙1(事業活動等に係る部分を除く。)、別紙2、別表 E を統合。
 - ・従来の別紙2 1 基本情報については廃止
 - ・評議員に対する報酬等の支給を定める定款の条項は廃止。
 - ・理事、監事、評議員それぞれの報酬等の総額を記載(従来は役員報酬の総額)
 - ・公益法人から受ける財産上の利益が2,000万円を超える者についての記載を追加
- (2) 事業活動に関する重要な事項
 - ・従来の別紙1(事業活動等に係る部分)、別表 D を統合。
 - ・別紙 D 簡素化(申請時の書類簡素化と同旨)
 - ・関連当事者との取引の有無、海外への送金に関する事項について追加
- (3)～(5) 申請時の書類見直しと同旨の簡素化
- (6) 貸借対照表の注記に必要事項が表示されていれば、当該表示をもって財産目録とみなされる。
- (7) 申請時の書類見直しと同旨
- (8) 別紙3は廃止。なお、「申請書」の情報は事業年度開始前に提出する。
また、事業報告においては、各事業年度における公益目的事業の実施状況、当該公益法人の運営体制の充実を図るための取組を記載しなければならないこととなった。
- (9) 許認可等を証する書類については、変更届出時に提出される。
- (10) 従来から、作成・備置き・閲覧等の義務があった書類を提出書類とするもの。
- (11) 行政が保有する情報であり、廃止
- (12)(13) 公益充実資金・予備財産について、公表義務がある情報(書類)を提出書類とするもの。
なお、これらは新別表 A 及び C の書類に含まれる(別途作成を要するものではない)。
- (14) 従来から、作成・備置き・閲覧等の義務があった書類を提出書類とするもの。
なお、これらの一部は新別表 C の書類に含まれ特別の手続のみ新別表 C と別に提出となる。

注1) 現行制度の番号は定期提出書類の手引き61頁。網掛けは公表対象外。

注2) 令和7年6月30日までの事業報告については、現行の財務規律への適合を現行様式で報告することになる。

※ 新制度の適用時期については、事業年度が4月1日から3月31日までの法人の場合



新・事業報告の提出書類一覧

認定法第22条第1項

様式第五号(第五十七条関係)

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
 - 2 役員等名簿
 - 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 4 社員名簿
 - 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等
 - 6 キャッシュ・フロー計算書
 - 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第46条第1項第2号に掲げる書類
 - 8 規則第46条第1項第3号に掲げる書類
 - 9 規則第46条第1項第4号から第11号までに掲げる書類
 - 10 規則第57条第1項第2号に掲げる書類
 - 11 滞納処分に係る国税の確認書及び地方税の納税証明書（財産目録等を提出する公益法人が納付すべき地方税に係るものに限る。）
- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限り。

法人の基本情報

法人の名称	#REF!	
設立登記日(注)		
法人の目的		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等
	0	0

運営組織に関する重要な事項(規則第46条第1項第2号)【公益財団法人用】

(2) 評議員、理事及び監事のその他の状況

	評議員、理事又は監事の数		報酬等の総額	
			報酬等の総額	うち、退職手当の額
評議員	人	人	円	円
理事	人	人	円	円
監事	人	人	円	円

定款の条項	
(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事、監事及び評議員について	
財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	人	うち常勤	人
------	---	------	---

(6) 評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
--	-------	---------



新・事業報告の提出書類一覧①

評議会		
評議会		
理事会		
理事会		

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア: 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が ¹ 億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

イ: 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号)】

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

0

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	円
-------------	---

(3) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	0 円	負債額	0 円
		正味財産額	0 円
		うち公益目的事業会計の純資産額	0 円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無			
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

2

1

1

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(4) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	
--------------	--

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(5) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無		リスク軽減策の有無	
------------	--	-----------	--

記入に当たっては、ガイドライン第5章第4(2)ウivを参照してください。

新・事業報告の提出書類一覧②

新別表A（50%超繰入の場合）

認定規則第46条第1項第4号

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	円		
b R8.4.1～R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1～R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1～R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1～R12.3.31	円	円	円

1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例収入が特例費用を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

	特例収入	特例費用
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	円	円
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	円	△ 円
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)	円	円
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)	円	円
4年以内に生じた(b～eに係る)特例算定残存欠損額の合計額	円	円
収益事業等から生じた利益の繰入れ額	円	円
収益事業等から生じた利益の50% その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の50%	円	円
合計	円	円

2. 特例算定残存欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れます。

(特例費用－特例収入)	繰り入れた利益の50%を超える部分	特例算定暫定年度欠損額
A 円	円	B 円

3 以降の記載、略

別表B(1)～(6) 公益目的事業比率

認定規則第46条第1項第5号

事業年度	自	法人コード
	至	法人名

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(13、23、33欄の合計)	2	円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	%

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	4	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	5	円
融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	6	円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	7	円
公益充実資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	8	円
公益充実資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	9	円
引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	10	円
財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	11	円
調整額計(5欄～11欄の計)	12	円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	14	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	15	円
融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	16	円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	17	円
特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	18	円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	19	円
引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	20	円
財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	21	円
調整額計(15欄～21欄の計)	22	円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	円

管理運営費用額の計算		
管理費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	24	円
土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	25	円
融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	26	円
無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	27	円
特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	28	円
特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	29	円
引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	30	円
財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	31	円
調整額計(25欄～31欄の計)	32	円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	円

別表B(2)以降の記載、略

新・事業報告の提出書類一覧③

新別表C(1)～(4) 使途不特定財産額

認定規則第46条第1項第6号

【別表C(1) 使途不特定財産額の保有制限の判定】

事業年度	自		法人コード	
	至		法人名	

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝資産－（負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金）－（控除対象財産－控除対象財産の対応負債の額※）－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除する場合は、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまいますので、

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成（下記3.及び4.に必要な数値を作成します。）

資産の部				負債の部			
控除対象財産の額（●から転記）	2		円	控除対象財産に直接対応する負債の額	6		円
流動資産（控除対象財産以外）の額			円	流動資産（控除対象財産以外）に直接対応する負債の額	7		円
固定資産（控除対象財産以外）の額			円	固定資産（控除対象財産以外）に直接対応する負債の額	8		円
				引当金勘定の合計額	9		円
				その他負債（含資産に直接対応しない負債）の額	10		円
				負債の合計額	11		円
純資産の部				純資産の部			
一般社団・財団法人法第131条の基金の額			円	一般社団・財団法人法第131条の基金の額			円
指定純資産の額			円	指定純資産の額			円
一般純資産の額			円	一般純資産の額			円
負債の部及び純資産の部合計	11		円	負債の部及び純資産の部合計	11		円
資産計	5		円				

2. 使途不特定財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

事業年度（過去5年間）	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額	
R7.4.1～R8.3.31		円
R8.4.1～R9.3.31		円
R9.4.1～R10.3.31		円
R10.4.1～R11.3.31		円
R11.4.1～R12.3.31		円

（当該事業年度にける公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）

当該事業年度		円
預け貯蓄上の公益目的事業に係る事業費（一般純資産及び指定純資産に係るもの）の額		円
物品等の取得を予め費用計上していない場合のみ、物品等運用に係る経費の額		円
公益充実資金の積立額（上取あり）（●から転記）		円
計		0 円

3. 使途不特定財産額の計算

資産 5欄	24	0 円	控除対象財産の額 2欄	27	0 円
負債 11欄	25	0 円	対応負債の額 39欄	28	0 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	26	0 円	予備財産額	29	0 円
			使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄（0以下の場合はい）	30	0 円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法				公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法			
公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法				公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法			
控除対象財産の額 2欄	31	0 円		控除対象財産の額 2欄	31		円
控除対象財産に直接対応する負債の額 6欄	32	0 円		指定純資産の額	33		円
指定純資産の額	33	0 円		31欄-32欄	34	0 円	
31欄-32欄	34	0 円		引当金勘定の合計額 9欄	35		円
引当金勘定の合計額 9欄	35		円	各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	0 円	
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	0 円		その他負債の額 10欄（11欄-35欄-36欄と同額）	37	0 円	
その他負債の額 10欄（11欄-35欄-36欄と同額）	37	0 円		一般純資産の額	38	0 円	
一般純資産の額	38	0 円		対応負債の額 32欄+34欄+37欄（37欄+38欄）	39	0 円	
対応負債の額 32欄+34欄+37欄（37欄+38欄）	39	0 円					

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 20欄	40	
使途不特定財産額 30欄	41	
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

別表C（2）以降の記載、略

別添 役員等名簿

規則第7条第3項第2号・第3号（認定法5条第15号、第16号等に該当することを説明した資料

事業年度	自		法人コード	
	至		法人名	

理事等の名簿

1. 評議員（公益財団法人の場合のみ）

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所		
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等

2. 理事

代表理事は、その者の「代表理事」の欄に「レ」を記載してください。

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			代表 理事	外部 理事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等		

3. 監事

フリガナ(姓/名)	氏名(姓/名)	常勤 非常勤	生年月日	性別	住所			外部 監事
					郵便番号	都道府県	市区町村丁番地等	

4. 備考

※ 公益法人としての最初の評議員（一般財団法人の場合）、理事、監事を記載してください。
なお、申請日現在、社員総会等における選任がまだの者がいる場合でも、申請自体は可能ですが、その場合は、その者の氏名等は名簿に記載せずに、申請後に就任予定者の追加の予定がある旨（追加予定日・人数等）を4. 備考に記載してください。
また、申請後に選任を行い、その者を追加した名簿を、速やかに提出してください。

※ 行政庁は、理事等の住所地の市町村に確認する場合がありますので、居所（例：会社の所在地）ではなく、生活の本拠たる住所（民法22条、23条）を記載してください。



★外部理事・外部監事は、ここにチェックを入れる



新・貸借対照表のイメージ

現行制度

貸 借 対 照 表
令和 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
流動資産合計			
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土 地			
基本財産合計			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
〇〇積立資産			
特定資産合計			
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
流動負債合計			
2. 固定負債			
退職給付引当金			
固定負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金			
指定正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	()	()	()
(うち特定資産への充当額)	()	()	()
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

新制度

貸 借 対 照 表
年 月 日現在

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
I 流 動 資 産			I 流 動 債 負		
現金及び預金			未払金		
未収金			未払費用		
貸倒引当金			預り金		
有価証券			未払法人税等		
棚卸資産			前受金		
前払費用			前受収益		
II 固 定 資 産			短期借入金		
1. 有形固定資産			〇〇引当金		
建物			〇〇引当金		
構築物			II 固 定 負 債		
車両運搬具			長期借入金		
土地			繰延税金負債		
建設仮勘定			〇〇引当金		
美術品					
2. 無形固定資産			負 債 合 計		
借地権					
ソフトウェア			純 資 産 の 部		
その他			科 目	当期	前期
3. その他の固定資産			I 基金		
投資有価証券			II 指定純資産		
長期貸付金			III 一般純資産		
貸倒引当金			IV その他有価証券評価差額金		
繰延税金資産			(うち指定純資産に係る評価差額金)		
			(うち一般純資産に係る評価差額金)		
資 産 合 計			純 資 産 合 計		
			負債・純資産合計		

新・貸借対照表の注記 イメージ

(1) 会計区分別内訳（現行の貸借対照表内訳表の代替）

（単位：円）

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
流動資産					
固定資産					
総資産	...				
流動負債					
固定負債					
総負債					
純資産					

※ 公益目的事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科目で負債を計上する場合には、必
情報を（3）に記載する。

【資産及び負債の状況】
★これをもって財産目録と
みなすことができる（認定
規則第 49 条第 6 項）



(2) 資産及び負債の状況（現行の財産目録相当）

（単位：円）

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産 現金及び預金	手元保管 普通預金 〇〇銀行〇〇支店	運転資金 〇〇 <u>公益充実資金 〇〇</u>	
預金 有価証券 ...	××銀行▲▲支店	(指定寄附資金 1)	
固定資産 1. 有形固定資産 土地	(公益目的保有財産 1)	(公益目的保有財産 1)。	
美術品	絵画 〇点 〇年〇月 以前取得	<u>基本財産</u> であり、 <u>公益目的保有財産</u> である。 〇〇事業に供している。認定前に取得した不 可欠特定財産である。	
2. 無形固定資産 ...			
3. その他固定資産 投資有価証券 ...	第〇回利付国債他	<u>特定資産</u> であり、新規事業のための準備積立 金である。	
資産合計			
流動負債 未払金	〇〇に対する未払額	〇〇事業に供する備品購入の未払い分	
固定負債 退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員〇〇名に対する退職金の支払いに備え たもの	
負債合計			
純資産合計			

活動計算書(正味財産増減計算書)のイメージ

現行制度

正味財産増減計算書			
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
(単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
特定資産運用益			
受取会費			
事業収益			
受取補助金等			
受取負担金			
受取寄付金			
経常収益計			
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当			
臨時雇賃金			
退職給付費用			
管理費			
役員報酬			
給与手当			
退職給付費用			
経常費用計			
評価損益等調整前当期経常増減額			
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額			
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			

新制度

活動計算書			
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
(単位:円)			
	当期	前期	
I 経常活動区分			
経常収益			
資産運用益			
受取会費			
事業収益			
公 1 事業収益			
公 2 事業収益			
収益事業収益			
受取補助金等			
経常収益計			
経常費用			
事業費			
公 1 事業費			
公 2 事業費			
公益事業共通費			
収益事業費			
管理費			
経常費用計			
経常収益費用差額			
II その他活動区分			
その他収益			
...			
その他収益計			
その他費用			
...			
その他費用計			
その他収益費用差額			
税引前当期収益費用差額			
法人税、住民税及事業税			
法人税等調整額			
当期収益費用差額			

活動計算書の注記 イメージ①

(1) 財源区分別内訳（現行の正味財産増減計算書の一般正味財産と指定正味財産の区分表示の代替）

	(単位：円)		
	一般純資産	指定純資産	合計
I 経常活動区分			
経常収益			
資産運用益			
受取入会金			
事業収益			
公1事業収益			
公2事業収益			
収益事業収益			
受取補助金等			
経常収益計			
経常費用			
事業費			
公1事業費			
公2事業費			
公益事業共通費			
収益事業費			
管理費			
経常費用計			
経常収益費用差額			
II その他活動区分			
その他収益			
...			
その他収益計			
その他費用			
...			
その他費用計			
その他収益費用差額			
税引前当期収益費用差額			
法人税、住民税及び事業税			
法人税等調整額			
当期収益費用差額			

② 会計・事業区分別内訳（現行の正味財産増減計算書内訳表に相当）

活動計算書 一般純資産の部

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計		法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1		
経常収益	100	100	0	200	100	0	100	400
経常費用	150	80	10	240	20	0	100	360
経常収益費用差額	-50	20	-10	-40	80	0	0	40
その他収益				0	0	0	0	0
その他費用				0	0	0	0	0
その他収益費用差額				0	0	0	0	0
収益事業等から生じた利益の繰入額			37	37	-37	0	0	0
収支差額	-50	20	27	-3	43	0	0	40

脚注)経常収益に、受取会費、受取寄付金を含む場合には、配賦基準を記載する。

③ 指定純資産の内訳

指定純資産の内訳と増減額及び残高

(単位：千円)

内 訳		交付者	前期末 残高	当期増加額 (収益)	当期減少額 (費用)	当期 増減差額	当期末 残高
公2	〇〇寄付金	..	100	0	0	0	100
公2	△△寄付金	..	0	100	0	100	100
公2	〇〇補助金	〇〇県	0	100	100	0	0
合 計			100	200	100	100	200

④ 控除対象財産(6号財産)の発生年度別残高及び使途目的計画

(発生年度別残高)

(単位：千円)

内 訳		発生年度別残高			
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
公2	〇〇寄付金	0	100	0	0
公2	△△寄付金	100	0	0	0
合計		100	100	0	0

(5年超6号財産の残高内訳別の使途目的計画)

(単位：千円)

内 訳	予定年	予定額	使途内容
〇〇寄付金	2026	50	〇〇プロジェクトの実行のための支出
	2027	50	〇〇プロジェクトの実行のための支出
△△寄付金	2025	100	△△購入のため支出

活動計算書の注記 イメージ②

(5) 事業費・管理費の形態別区分（現行の正味財産増減計算書の形態別表示に相当。

別表 F、G の代替）

事業費・管理費の形態別区分

各会計区分別に形態別分類別（中科目別）の費用額を記載してください（各事業別（公1、公2）や科目を細分化した記載も構いません。収益についての中科目別の記載は任意です。）。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。（単位：円）

費用	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬					配賦基準：従事割合
					共通費用60を（公益5：収益3：法人2）で配分
給料手当					配賦基準：
臨時雇賃金					配賦基準：
賞与引当金繰入額					配賦基準：
退職給付費用					配賦基準：
福利厚生費					配賦基準：
旅費交通費					配賦基準：
通信運搬費					配賦基準：
減価償却費					配賦基準：
消耗什器備品費					配賦基準：
消耗品費					配賦基準：
修繕費					配賦基準：
印刷製本費					配賦基準：
燃料費					配賦基準：
光熱水料費					配賦基準：
賃借料					配賦基準：
保険料					配賦基準：
謝礼金					配賦基準：
租税公課					配賦基準：
支払負担金					配賦基準：
支払助成金					配賦基準：
支払寄付金					配賦基準：

委託費					配賦基準：
為替差損					配賦基準：
雑費					配賦基準：
合計					

最終報告

ア 立入検査の重点化

現行の定期的・網羅的な立入検査の実施を見直し、内外からの通報や関係省庁との連携を重視し、着実・迅速な情報収集と事実把握を行い、不適切事案の端緒をつかんだ法人に対して機動的・集中的に立入検査を実施する。また、組織的及び戦略的に立入検査を行うことができるよう、体制やその手法を見直す。

イ 監督措置の実効性向上

(ア) 行政庁における定期提出書類等の事後チェック強化の手法を確立する。特に今般の改革により変更認定手続のうち届出化する事項は、その事後チェックが実効的なものとなるようにする。

(イ) 監督・処分に当たっての基本的な考え方をあらかじめ策定・公表することで、法人の予見可能性を高め、自律や自発的な改善を促しつつ、不適切事案には果断に処分や罰則を適用することとする。

(ウ) 法人に対する行政庁の勧告・命令等の監督処分の実施状況やこれらを踏まえた法人の改善状況については、内閣府が一覧性をもって公表する。

(エ) 緊急性の高い事案について勧告を前置しない命令などの措置や、行政庁による監督を待たずに自律的な改善をした法人に対する監督措置の減免など自発的改善を促すための方策を検討する。

政府の取組

● 立入検査の頻度・内容のメリハリ付け

- ・過去の立入検査・事業報告等で問題がない法人は、検査のインターバルの延長+検査内容を簡素化 → 点検調査(仮称)の実施
(内閣府ではR5から14法人で試行)
- ・内外からの情報提供等により不適切事案の端緒を掴んだ場合、機動的に立入検査や報告要求を実施。認定法上の問題が判明したら、勧告、命令、認定取消等の監督措置を果断に実施。

● 監督に係る予見可能性の向上

- ・ガイドラインで審査と監督の基本的考え方を一元的に示す
- ・事前審査ではなく事後チェックで確認する点を明示
(例：審査時に予定されていた寄附の受入れ状況、変更届出による事業変更の状況など)
- ・監督事案の公表の考え方(法人名、掲載期間、改善時の対応など)を整理し、現在の監督措置の実施状況を一元的に公表

● 法人運営の支援

- ・公益認定後間もない法人等に対し、制度理解や公益法人が遵守すべき事項等の周知、法人運営の支援を実施(新規認定後は早期に一度は点検調査を実施)

体制の整備等

● 公益認定等委員会事務局に専任の検査担当を設けることを検討

- ・検査の実効性向上、ノウハウの組織的蓄積・継承

● 都道府県への支援

- ・都道府県に検査のノウハウなど審査・監督に関する知見を提供
- ・基本的な考え方を共有しつつ、地域の実情に応じた監督が行われるよう措置

ありがとうございました！

